

北海道ヒグマ保護管理計画（案）

北 海 道

目次

第1章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の背景	1
(1) 人とヒグマとの歴史	
(2) 渡島半島地域ヒグマ保護管理計画の策定	
(3) 北海道全域を対象とする保護管理の必要性	
2 計画の目的	1
3 計画の対象鳥獣	1
4 計画の期間	2
5 計画の位置付け	2
6 計画の対象地域	2
(1) 対象地域	
(2) 地域区分	
第2章 ヒグマ保護管理の現状と課題	
1 ヒグマの生息及びあつれきの状況	3
(1) ヒグマの生態	
(2) 全道の状況	
ア 生息状況	
イ 人身被害	
ウ 農業被害	
エ 捕獲数	
(3) 各地域の状況	
ア 渡島半島地域	
イ 積丹・恵庭地域	
ウ 天塩・増毛地域	
エ 道東・宗谷地域	
オ 日高・夕張地域	
2 これまでのヒグマ保護管理の取組	6
(1) 全道的な取組	
ア 人身事故の防止	
イ 出没個体の有害性に応じた対応	
ウ 人材の育成	
エ 調査研究及びモニタリング	
オ 保護管理の推進体制	
(2) 渡島半島地域ヒグマ保護管理計画に基づく取組	
ア 人身事故の防止	
イ 農業被害の防止	
ウ 出没個体の有害性に応じた対応	
エ 総捕獲数管理	
オ フィードバック管理	
カ 人材の育成	
3 ヒグマの保護管理における現状と課題	8

第3章 保護管理の推進	
1 基本的視点	10
(1) 防除対策と普及啓発の推進	
(2) 出没個体の有害性に応じた対応	
(3) 地域個体群の管理	
(4) 地域における危機管理体制の構築	
(5) 狩猟の見直し及び資源の有効活用	
(6) 生息環境管理	
(7) 調査研究及びモニタリングの推進	
2 計画の目標及び評価指標	11
(1) 目標	
(2) 評価指標	
3 目標達成のための方策	12
(1) 防除対策の推進	
ア 人身被害の防止	
イ 農業被害の防止	
(2) 出没個体の有害性に応じた対応	
ア 有害性の段階判断	
イ 有害性の段階に応じた対応方針	
(3) 地域個体群の管理	
ア 渡島半島地域	
イ 渡島半島地域以外の地域	
(4) 地域における危機管理体制の構築	
ア 体制のめざす姿	
イ 体制構築に向けた取組	
(5) 狩猟の見直し及び資源の有効活用	
(6) 生息環境管理	
(7) 調査研究とモニタリング	
第4章 計画の実施に向けて	
1 推進体制の構築	18
(1) 地域協議会	
(2) 北海道ヒグマ保護管理検討会	
(3) 各主体に期待される役割と連携	
ア 北海道	
イ 調査研究機関	
ウ 市町村	
エ 狩猟者	
オ 農業関係団体等	
2 合意形成	19
3 計画の見直し	19
用語集	20
資料編	22

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 人とヒグマとの歴史

北海道のみに生息する日本最大の陸棲哺乳類であるヒグマは、北海道の豊かな自然を代表する野生動物（象徴種）として道民共有の財産であり、生態系においては、植物および動物（シカやサケ・マスなど）を捕食する消費者として食物連鎖の上位に位置し、生存するために広い生息地を必要とするアンブレラ種でもある。

北海道の先住民であるアイヌにとって、ヒグマはキムンカムイ（山の神）として畏敬と畏怖の対象であり、また、資源としても利用する特別な存在であった。開拓時代以降は、人や家畜、農作物に被害を与える害獣及び潜在的な被害への恐怖の対象として積極的に捕獲される一方、狩猟資源としても有効に活用されてきた。しかし、道内人口が増えるにつれて低標高域の森林は耕地や宅地となり、生息域が分断、縮小されるなど生息環境が悪化したことから個体数の減少が懸念され、平成に入ると、環境省のレッドリストにおいて、「石狩西部のエゾヒグマ」（本章6(2)の「積丹・恵庭地域」に該当）及び「天塩・増毛地方のエゾヒグマ」（本章6(3)の「天塩・増毛地域」に該当）が絶滅のおそれのある地域個体群（LP）に掲載された。

(2) 渡島半島地域ヒグマ保護管理計画の策定

道では、ヒグマが北海道の生態系の構成要素として重要な存在であり、生物多様性の観点からも、将来にわたりその健全な地域個体群の存続に取り組む必要があるものとして、特にヒグマの生息域と人の活動域が近接している渡島半島地域において、人とヒグマとのあつれきを軽減するとともに、地域住民の安全確保とヒグマの地域個体群の存続を両立するため、平成12年度に「渡島半島地域ヒグマ保護管理計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、さらに、平成22年度には、それまでの取組の結果を踏まえながら、必要な改訂を加えた「渡島半島地域ヒグマ保護管理計画 第2期計画」（以下「第2期計画」という。）を策定し、総合的なヒグマ地域個体群の保護管理に取り組んできた。

(3) 北海道全域を対象とする保護管理の必要性

渡島半島地域では保護管理計画に基づく取組により一定の成果が認められた一方、近年、渡島半島地域以外の地域においても、人とヒグマとのあつれきは深刻な問題となってきた。北海道全体の農業被害額は、平成9年度に初めて1億円を超えた後も増加を続け、平成22年度には1億9,000万円に達した。また、捕獲数も増加を続け、平成10年度は約300頭であったが、平成23年度には記録が残る昭和30年度以降では2番目に多い826頭にまで達した。

さらに、近年になって、それまでは稀であった市街地への出没が多発するなど、あつれきの質の変化もみられるようになってきた。このような人とヒグマとのあつれきの広域化及び深刻化を受け、渡島半島地域だけでなく、全道で計画的なヒグマの保護管理を行う必要性が高まってきた。

2 計画の目的

本計画は、ヒグマによる人身被害の防止、人里への出没の抑制及び農業被害の軽減を図りながら、ヒグマ地域個体群を存続させることを目的とする。

3 計画の対象鳥獣

本計画の対象鳥獣は、北海道全域に生息するヒグマ（学名 *Ursus arctos*）とする。

4 計画の期間

本計画の期間は、第 11 次北海道鳥獣保護事業計画（平成 24 年度から平成 28 年度まで）との整合を図るため、平成 26 年度から平成 28 年度までの 3 年間とする。

5 計画の位置付け

本計画は、「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」（平成 25 年 4 月施行）に基づく生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策として、また、「北海道野生動物保護管理指針」（平成 8 年 10 月策定）に基づく野生動物の計画的保護管理を進めるための施策として位置付けられるものである。

なお、本計画は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 7 条に基づく「特定鳥獣保護管理計画」（以下「特定計画」という。）ではなく、北海道が任意に策定する計画であるが、次期計画については、特定計画への移行をめざす。

6 計画の対象地域

(1) 対象地域

本計画の対象地域は、ヒグマが生息しない離島を除く北海道全域とし、渡島半島地域ヒグマ保護管理計画は、本計画に統合する。

なお、「知床半島ヒグマ保護管理方針」（平成 24 年 3 月）の対象地域（斜里町、羅臼町及び標津町）においては、同方針に基づく措置を尊重しながら、本計画との連携を図る。

(2) 地域区分

これまでの調査結果から、現在のヒグマの分布には空白域が存在しており、その空白域によってヒグマの個体群を 5 つの地域個体群に分けて考える。

本計画では、計画の対象地域を各地域個体群の分布域である次の 5 地域に区分し、保護管理を実施する。



① 渡島半島地域	後志総合振興局の一部、渡島総合振興局の全域、檜山振興局の全域
② 積丹・恵庭地域	石狩振興局の一部、後志総合振興局の一部、胆振総合振興局の一部
③ 天塩・増毛地域	空知総合振興局の一部、石狩振興局の一部、上川総合振興局の一部、留萌振興局の全域
④ 道東・宗谷地域	上川総合振興局の一部、宗谷総合振興局の全域、オホーツク総合振興局の全域、十勝総合振興局の一部、釧路総合振興局の全域、根室振興局の全域
⑤ 日高・夕張地域	空知総合振興局の一部、胆振総合振興局の一部、日高振興局の全域、上川総合振興局の一部、十勝総合振興局の一部

第2章 ヒグマ保護管理の現状と課題

1 ヒグマの生息及びあつれきの状況

(1) ヒグマの生態

ヒグマは食肉目クマ科の一種で、北半球のツンドラ、森林地帯から砂漠にいたる広い範囲に分布しており、日本ではその亜種エゾヒグマが北海道のみに分布する。北海道のヒグマの主要生息地は、低山の落葉広葉樹林や針広混交林であり、餌資源となる果実や種子を生産する落葉広葉樹や高茎草本の存在が生息地にとって重要と考えられている。

ヒグマは3月下旬から4月下旬頃にかけて冬眠から覚め、活動を始める。妊娠したメスは、冬眠中に1頭から3頭の子を出産する。子は出生後に母親と行動をともにしたあと、生まれた次の年の夏頃に親と離れることが多い。交尾期である4月下旬から7月上旬にかけて、オスの成獣は発情したメスを探して広い範囲を行動する。秋になると、次の冬眠にそなえて体脂肪を蓄積するために大量の食物を摂取する。そして、11月下旬から12月中旬にかけて再び冬眠に入る。

行動圏サイズは地域や個体による差が大きく、また、餌資源の豊凶の影響も受けるが、オスで数十 km²~500km²、メスで数 km²~数十 km²と、オスの方が広い範囲を行動する。雌雄ともに行動圏は他の個体と重複し、縄張りはみられない。

食性は植物質を中心とする雑食性であり、春から夏にかけては草本類を、秋には果実類（ドングリやヤマブドウなど）を主に食べる。晩夏は採食に適した草本類が減少する一方で、果実類が熟すにはまだ早い時期であるため、それらに代わる天然の餌資源がない場合、ちょうどこの時期に成熟している農作物をヒグマが採食し、あつれきを引き起こすという現象が生じていると考えられている。近年においては、特に道央から道東地域において、増加したエゾシカの捕獲個体残滓や幼獣を利用する個体が存在する。

(2) 全道の状況

ア 生息状況

ヒグマは、「行動範囲が広い」、「子連れの母グマを除き基本的に単独で行動する」、「人目を避ける」などの生物学的特性をもち、また、エゾシカなどと比較して生息密度が低いことから観察が容易ではなく、正確な生息数やその動向を把握することが難しい野生動物である。

その様な状況の下で、狩猟者を対象とする2回のアンケート調査結果に基づく全道の推定生息数は、平成12年度が約1,800~3,600頭、平成24年度が約2,200~6,500頭となり、狩猟者の印象からは、近年、ヒグマの個体数は増加している可能性が示唆された。

また、昭和53年以降、これまでに4回実施した分布調査の結果、昭和53年頃から平成初期にかけてヒグマの生息域は縮小傾向が続いたが、その後は歯止めがかかり、横ばいかわすかながら拡大の傾向を示していることが推測された。

イ 人身被害

記録が残る昭和30年から平成26年1月末までの間に132人（1年当たり2.2人）がヒグマによる人身被害を受けており、うち50人（1年当たり0.85人）が死亡している。昭和37年以降の人身被害について被害者の活動別にみると、最も多いのがヒグマの狩猟や有害駆除の際に逆襲に遭ったもので、全体の42%を占めている。狩猟者以外の一般人の被害で最も多いのは、山菜採りやキノコ狩りの際に発生したもので、全体の23%を占める。

ウ 農業被害

農業被害額は昭和 40 年代後半から現在にかけて増加傾向が続いており、昭和 50 年代半ばに 5,000 万円、平成 9 年度には 1 億円を超え、平成 22 年度には 1 億 9,000 万円に達した。平成 24 年度の被害について作物別にみると、最も被害額が多いのはデントコーン（42%）であり、3 番目に多いスイートコーン（7%）と合わせるとコーン類が全体の約半分を占める。2 番目に多いのはビート（21%）であり、4 番目は小麦（9%）であった。

エ 捕獲数

年間捕獲数は、昭和 30 年代に大きく変動した後、昭和 40 年代の約 500～600 頭、昭和 50～60 年代の約 400～500 頭、そして平成の初期の約 200～300 頭へと段階的に減少した。しかし、それ以降は増加傾向が続いており、近年は 600 頭前後で推移し、平成 23 年度には 800 頭を超え過去 2 番目に多くなった。

有害駆除による捕獲の割合は、昭和 30 年代の約 50%から増加し、昭和 40 年代半ばから昭和 50 年代初期には 70%を超えピークとなったが、その後、有害駆除個体の減少にともない平成初期の約 40%にまで一度低下した。しかし、その後は上昇を続け、近年は約 90%が有害駆除目的の捕獲となっている。

なお、平成 2 年度以降の捕獲数の増加は、特に初夏及び晩夏の有害駆除目的の捕獲数の増加を反映した結果であり、この現象の背景には、個体数の増加のほかに、農作物に依存したヒグマの増加によるヒグマの行動の変化があると考えられている。

(3) 各地域の状況

各地域における平成 12 年度から平成 24 年度までの推定生息数、被害、捕獲数の概況は次のとおりである。

ア 渡島半島地域

(ア) 生息数

捕獲個体の試料から得られた年齢構成データや、ヘア・トラップ調査により得られたメスの生息密度推定値などから、平成 20 年時点の生息数は 800±400 頭と推定された。

一方、狩猟者へのアンケート調査に基づく推定生息数は、平成 12 年度は約 280～540 頭、平成 24 年度は約 380～890 頭となった。

(イ) 被害

農業被害額は、平成 13 年度を除き 1,500 万円以下で、平成 15 年度以降は緩やかな減少傾向にあり、近年は約 500～700 万円推移している。

人身被害は 5 件発生し、5 人が死傷した。

(ロ) 捕獲数

平成 12 年度以降の年間の捕獲数は 62～187 頭と年による差が大きいですが、突出して多かった平成 17 年度を除くと、平成 20 年度までは 100 頭前後で推移し、その後やや増加した。

イ 積丹・恵庭地域

(ア) 生息数

狩猟者へのアンケート調査に基づく推定生息数は、平成 12 年度は約 80～190 頭、平

成 24 年度は約 120～320 頭であった。本地域個体群は、環境省のレッドリストで「絶滅のおそれのある地域個体群（LP）」に掲載されていることから、次期計画策定までに、最新の情報に基づき絶滅のおそれを科学的に再評価する。

(イ) 被害

農業被害額は 200 万円程度の年が多いが、数年おきに高い年が出現しており、平成 17 年度には 1,000 万円近くに達した。

人身被害は 2 件発生し、2 人が死傷した。

(ロ) 捕獲数

ほぼ毎年 10 頭未満で推移しているが、平成 23 年度には例外的に 20 頭を超えた。

ウ 天塩・増毛地域

(ア) 生息数

狩猟者へのアンケート調査に基づく推定生息数は、平成 12 年度は約 70～140 頭、平成 24 年度は約 130～325 頭であった。本地域個体群は、環境省のレッドリストで「絶滅のおそれのある地域個体群（LP）」に掲載されているが、次期計画策定までに、最新の情報に基づき隣接地域との遺伝的独立性及び絶滅のおそれを科学的に再評価する。

(イ) 被害

農業被害額は概ね 100 万円以下であり、被害がない年もみられた。

人身被害は 2 件発生し、2 人が負傷した。

(ロ) 捕獲数

10 頭を超えた年が 1 回のみという低い水準にあるが、近年は増加傾向がみられる。

エ 道東・宗谷地域

(ア) 生息数

狩猟者へのアンケート調査に基づく推定生息数は、平成 12 年度は約 880～1,920 頭、平成 24 年度は約 1,150～3,390 頭であり、いずれも 5 地域の中で最も多かった。

(イ) 被害額

農業被害額は平成 16 年度までは 6,000 万円前後で推移したが、平成 17 年度以降は 8,000 万円～1 億 3,000 万円で推移している。

人身被害は 11 件発生し、13 人が死傷した。

(ロ) 捕獲数

捕獲数はほぼ一貫して増加傾向にあり、近年は 300 頭を超える年もあった。

オ 日高・夕張地域

(ア) 生息数

狩猟者へのアンケート調査に基づく推定生息数は、平成 12 年度は約 450～840 頭、平成 24 年度は約 460～1,530 頭であった。

(イ) 被害額

農業被害額は概ね年間 4,000 万円程度で推移しているが、数年間隔で 6,000 万円を超える年がある。

人身被害は 10 件発生し、12 人が死傷した。

(ウ) 捕獲数

概ね 100～150 頭/年で推移してきたが、平成 23 年度以降は 2 年連続で 200 頭を超えるなど、増加の兆しがみられる。

2 これまでのヒグマ保護管理の取組

(1) 全道的な取組

ア 人身事故の防止

人身事故防止を図るため、次の取組を実施した。

- ・各種媒体を通じた山野でヒグマに出遭わないための基本的ルールの周知
- ・様々な媒体を活用したヒグマの出没情報の周知
- ・春と秋の年 2 回の「ヒグマ注意特別期間」の設定による普及啓発の強化
- ・堅果類等の実なり状況の調査及びヒグマの出没が増えるおそれがあると判断された場合の注意喚起
- ・ヒグマを人家近くに誘引するおそれのある家庭生ゴミなどの適正処理やヒグマ出没時の必要な手段の普及啓発

イ 出没個体の有害性に応じた対応

人とのあつれきを引き起こす問題性の高い個体の確実な排除と健全な地域個体群の維持を図るため、ヒグマ出没に際し、ヒグマがとった行動を有害性という観点から段階的に判断し、その段階に応じてあらかじめ定めた方針に基づき対策を実行するという考え方を整理し、地域での普及を図った。

ウ 人材の育成

捕獲技術者の育成及び危機管理体制支援のため、市町村や狩猟者等を対象としたヒグマ捕獲技術研修会を、平成 23 年度に 13 の（総合）振興局で延べ 14 回実施した。

エ 調査研究及びモニタリング

科学的なヒグマの保護管理を推進するため、次の調査研究及びモニタリングを実施した。

- ・ヒグマ捕獲情報に基づく捕獲実態の把握及び捕獲による地域個体群への影響解析
- ・捕獲個体試料を用いた個体群動態パラメータ等のモニタリング及び遺伝子解析
- ・アンケート調査に基づく概ね 6～7 年間隔での分布域の変遷及び個体群動向の解析
- ・平成 12 年度及び平成 24 年度時点の、狩猟者の印象に基づくおおよその生息数推定
- ・ヒグマ痕跡のロードセンサスによる生息密度指標のモニタリング
- ・ヒグマの出没及び被害の情報に基づく実態把握や問題個体の生息動向推定手法の検討
- ・人身被害発生時の関係者への聞き取り及び現地調査に基づく被害の状況や発生原因、加害個体などの分析

オ 保護管理の推進体制

地元関係機関の連携及び情報の共有、連絡調整の円滑化を図るため、主に（総合）振興局を地域単位とする協議会を設置し（平成 25 年 12 月末時点で 9（総合）振興局で設置済み）、必要に応じて打合せ会議等を開催した。

(2) 渡島半島地域ヒグマ保護管理計画に基づく取組

ア 人身事故の防止

全道的な取組に加え、春の山菜採りシーズンに道職員によるパトロールを実施した。第1期計画策定（平成12年12月）以降、平成26年1月末までの間に8件の人身事故が発生し、被害に遭った8人のうち4人が死亡した。このうち、5件が野外レクリエーション活動中に発生した。人身被害の発生頻度に顕著な増減の傾向は見られなかった。

イ 農業被害の防止

国の交付金を活用した電気柵の設置や刈払いによる防除が進む一方、コスト負担敬遠や有害駆除依存などが原因で防除が進んでいない市町村もあった。また、広報活動や改善指導により、誘引物の適正管理については住民等の意識の向上及び行動の改善がみられた一方で、規格外農作物の放置やコンポストの不適正管理が続いている地域が存在していた。

なお、道のヒグマ注意特別期間に連動した市町村の広報活動、研修会や対策の手引きによる市町村担当者の知識向上、モデル事業を通じて電気柵の効果を実感した農家の自己防衛意識の向上など、正しい知識と防除方法の普及啓発には一定の成果が確認できた。

被害額は、平成13年度のピーク以降は減少傾向にあり、近年は約5～7百万円の水準にあった。被害額の推移には主要な作物の、特定の市町村における被害額の急激な増減が大きく影響していたが、その原因を明らかにすることはできなかった。一方、被害件数は概ね横ばいで推移し、明確な増減傾向はみられなかったが、農業被害額が依然として高い水準にあることに加え、被害件数が減少していないことから、一層の取組が必要である。また、被害額と被害件数の推移には強い相関関係はみられず、農業被害に関する適正な指標のあり方について検討する必要がある。

ウ 出没個体の有害性に応じた対応

ほとんどの市町村が出没時に有害性判断を実施しており、問題個体の選択的排除及び非問題個体の捕獲抑制に効果があったと推測された。しかし、その実行には地域の合意形成が必要であり、住民理解に苦心している地域もあった。また、ほとんどの市町村が積極的に出没情報を記録し、その有効活用にも意欲的であったが、記録の仕方や情報の質に改善すべき点があり、また、出没情報を完全に収集できていない点が今後の課題である。

人とヒグマとのあつれきを引き起こす「問題個体」の数は、ヒグマ保護管理の適正な推進状況の指標となりうると考えられる。市町村に通報のあったヒグマ出没情報を基に、平成13年度から平成23年度までの毎年問題個体の個体数を推定したところ、その間において問題個体の数を減少させたことは確認できず、農地への侵入防止などの防除策の推進や、有害性に応じた対策による問題個体の的確な排除の実施について、一層の取組が求められる。

エ 総捕獲数管理

第2期計画（平成22～26年度）の5年間は、毎年捕獲上限数を120頭、5年間の合計捕獲数を600頭以内に収めることとする総捕獲数管理を採用しており、最終的には5年経過時の総捕獲数をもって評価することとなるが、平成22～24年度の3か年のうち、2か年で年間の捕獲上限数を上回っている。本制度の課題として、総捕獲数管理を実行する際に必要な実効性を担保するための捕獲数集計システムや、問題個体数の減少を伴わず捕獲数が増加し

た場合に必要な捕獲数抑制のための手立てが確立していないことに加え、総捕獲数管理に対する基本的な考え方が、十分に地元で理解されていないために浸透していないことが挙げられる。

平成 12 年度以降のヒグマの年間捕獲数は 62～187 頭であり、有害駆除での捕獲が 74～90%を占めた。狩猟者対象のアンケートに基づく推定生息数は、平成 12 年度は 280～540 頭、平成 24 年度は 380～890 頭であった。

さらに、ヒグマが増加していると回答した狩猟者の割合は、平成 12 年度の 63%から平成 24 年度の 72%へと増加した。これらの結果からは、近年、この地域におけるヒグマ個体数の増加が示唆され、地域個体群の存続は図られていると考えられた。

オ フィードバック管理

第 2 期計画（平成 22 年度～）では、平成 20 年の推定生息数を指数 100 とし、予防水準（指数 50）及び許容下限水準（指数 25）の 2 段階の管理水準を定め、個体数指数に応じて 3 段階の管理措置（P13 参照）のいずれかを講ずるフィードバック管理を実施している。

なお、概ね 5 年後を目処に再度指数算定を行うという考えに基づき、平成 23 年度以降実施しているヘア・トラップ調査の結果を踏まえ、その後の地域個体群の変化を、個体数指数を用いて評価することとしているが、個体数指数が予防水準や許容下限水準を下回った場合の各措置における具体的な内容の検討が、今後の課題である。

カ 人材の育成

ヒグマの適切な保護管理を推進するためには、被害などの状況に応じた適切な判断と対応が可能となる人材の確保とともに、関係機関が連携した総合的管理体制の整備が重要であるため、市町村担当者や狩猟者等を主な対象とした研修会を開催し、対応判断のあり方、捕獲技術の情報交換などを行った結果、市町村の多くから肯定的な評価を得たことから、地域における保護管理の実務者の育成に一定の効果があったものと考えられ、継続的な取組が求められる。

熟練狩猟者と比較的経験の浅い狩猟者の合同出動による、捕獲技術者を育成するための「人材育成のための捕獲」事業は市町村の 7 割で実施され、全狩猟者の 2 割が従事しており、技術の伝承手法として狩猟者から、また、地域の危機管理体制の構築の手段として市町村から高い評価を得た。一方で、この事業の有効性を今後も生かすためには、若い世代の参入がないことによる担い手不足という根本的課題の解決が必要である。

地域のヒグマ捕獲熟練者を発掘し焦点をあて、その技術の伝承による後継者育成を図るとともに、総合的管理体制の基礎を形成することを目的として実施されてきた「ヘア・エキスパート・ネットワーク」は、現在は活動が停滞しており、登録制度による市町村支援活動の活性化という目的は達成されていない。

3 ヒグマの保護管理における現状と課題

人身及び農作物等への被害が発生した場合及びそのおそれがある場合の有害駆除などの対応は、市町村及び狩猟者をはじめとする地域の負担の上に成り立つものであるが、近年、人とヒグマとのあつれきにおいて、発生域の拡大、発生頻度や被害の増加、市街地への出没等の質の変化などが進んでいる。

さらに、狩猟者の高齢化と減少に伴い、特殊な技能と経験が求められるヒグマ捕獲従事者の減少が加速度的に進むことで、市町村の多くで今後も現状の捕獲体制を維持することが困難となること

が予測される。

一方、全てのヒグマが被害を起こすものではなく、被害の多くは、学習によって生ゴミや農作物などに執着することであつれきを引き起こす、いわゆる「問題個体」に起因するものであるが、人の不適切な対応が問題個体の発生の大きな原因ともなっている。

以上のことから、現実的かつ実効性あるヒグマ保護管理を推進するためには、問題個体発生後の捕獲による対策を中心とする従来のあり方から、問題個体発生を抑制することを重視した対策へ転換を図る。しかし、すでに問題化した個体の出没や問題個体でなくても偶発的な人間活動域への侵入等は起こり得ることから、ヒグマに関わる対応を迅速かつ適切に行うことは引き続き必須であり、十分な技術や知識を備えた人材の育成と危機管理体制の構築も同時に進めていくことが求められる。

第3章 保護管理の推進

1 基本的視点

本計画に基づくヒグマの保護管理は、次の基本的視点に基づき推進する。

(1) 防除対策と普及啓発の推進

あつれきを起こした問題個体を捕獲しても、その後、あつれき発生の原因を除去しない限り、別の個体が新たに問題個体となり、あつれきは起こり続ける。このような事態を繰り返すことは、地域に多くの費用と労力を強いるだけでなく、過剰な捕獲による地域個体群への影響が深刻化するおそれがある。そこで、問題個体の捕獲を中心とするこれまでの対策から、ヒグマの習性や生態を理解した上での適切な防除対策の推進による、問題個体の発生抑制を中心とする対策への転換を図る。

一方、山菜採り等の際に山野で偶発的に発生する人身被害は、問題個体に起因するとは限らず、突発的な遭遇とヒグマの防衛行動による事故も多く発生している。山野はヒグマの本来の生息地であることから、基本的には入山者等の自己責任に帰するものであり、山野での事故を防止するため、今後ともヒグマに関する正しい知識及び事故に遭わないための基本的ルールを入山者に周知するための普及啓発を実施する。

(2) 出没個体の有害性に応じた対応

全てのヒグマがあつれきを起こすものではなく、また、出没等によって生じるあつれきの程度には個体差がある。そのため、問題性の低い個体の捕獲は要したコストに見合うだけのあつれきの軽減効果が得られないだけでなく、地域個体群に対する不要な捕獲圧をかけることになる。一方、すでに問題化している個体の出没に際しては、迅速かつ確実な排除が求められる。そこで、ヒグマの出没状況を把握し、出没事例ごとにヒグマがとった行動からあつれき発生のおそれやその程度（有害性）を判断するとともに、その情報を関係機関が共有し、有害性の段階に応じた適切な方策を実施する。

(3) 地域個体群の管理

渡島半島地域については、昭和50年代後半からヒグマの生態研究が継続して行われ、個体群の状況や生態に関する知見が道内で最も集約されていることから、第2期計画で実施してきた、科学的な知見などに基づくフィードバック管理を継承する。

ただし、渡島半島地域以外については、現時点において個体数指数を用いたフィードバック管理を採用できる段階にないことから、毎年度の捕獲数やモニタリング結果から、地域個体群の動向の把握に努める。

(4) 地域における危機管理体制の構築

ヒグマによる被害発生時などにおける迅速かつ適切な対応は将来も引き続き求められることから、捕獲の必要がある問題個体等の出没に際し、地域住民の安全確保を図りながら、迅速かつ確実に問題個体を捕獲する体制が必要である。従来、地域における野生動物対策の担い手であった猟友会組織の縮小傾向が顕著である一方、ヒグマ対策は捕獲以外の多角的な手法を用いることが必須であることから、地域において総合的な対策を実行できる体制の整備が急務である。このため、地域における危機管理体制のめざす姿の検討及びその構築に向けた取組を平行して進める。

なお、危機管理体制の構築に当たっては、エゾシカをはじめとする他の野生鳥獣対策と一体性

を持って取組む。

(5) 狩猟の見直し及び資源の有効活用

近年、ヒグマを捕獲する技術を持つ狩猟者の減少にともない、ヒグマに対する狩猟による捕獲圧は大きく低下し、その結果、人里に接近してヒグマの日常的な生息圏が広がったことが、近年のあつれき増加の一因であると推察される。狩猟による捕獲は、都市や農村近郊の山林における人とヒグマとの距離感や一定の緊張関係の維持に有効と考えられることから、ヒグマの保護管理における狩猟の役割を積極的に評価し、その活用を図る。

また、野生動物は生態系の重要な要素であるだけでなく、人間にとっても様々な面で有用性を持つ自然資源であり、生態学的に持続可能な、狩猟などの野生動物の消費的活用や野生動物観察などの非消費的活用は、地域の生物多様性の保全にも貢献し得る。ヒグマについても有用な自然資源という観点から捉え、資源としての価値を高めつつ活用を図ることで、ヒグマの適正な保護管理を推進する。

(6) 生息環境管理

ヒグマの生息環境の保全及び整備は、地域個体群の維持に不可欠であるほか、人里への出没の抑制にも効果があると考えられることから、ヒグマの生態や餌資源供給等に配慮した生息環境管理を行う。一方、人里及び農地との間の緩衝帯の整備や河畔林・防風林などヒグマの侵入経路になる環境の適切な管理を行うことで、人里や農地へのヒグマの侵入を防ぎ、人身被害や農業被害の抑制を図る。

(7) 調査研究及びモニタリングの推進

ヒグマの適正な保護管理を推進するためには、分布、生態、個体数等の科学的なデータが必要であることから、計画的、継続的な調査研究の実施を図る。

また、フィードバック管理手法を用いた個体数管理の実行に当たっては、個体数指数の把握など個体群の激減などの予兆を把握するためのモニタリングが不可欠であり、その効率的な実施や精度の向上に努めるとともに、新たなモニタリング手法の開発も視野に置いて、調査の充実とデータの蓄積を図る。

2 計画の目標及び評価指標

人身被害の防止、人里への出没の抑制、農業被害の軽減及び地域個体群の存続という本計画の目的を達成するため、計画の目標及びその達成状況の評価のための指標を、次のとおり設定する。

(1) 目標

- ① 問題個体の減少と人間の行動の適正化により、人身被害の発生を可能な限り抑制する。
- ② 問題個体の減少と人間の行動の適正化により、人里への出没及び農業被害の発生を現状より減少させる。
- ③ 「渡島半島」、「道東・宗谷」及び「日高・夕張」の各地域個体群については、個体数を絶滅が危惧される水準以下には下げない。

環境省レッドリストで「絶滅のおそれのある地域個体群」に掲載されている「積丹・恵庭」及び「天塩・増毛」の両地域個体群については、個体数を現状より顕著に減らさない。

(2) 評価指標

- ① 人身被害発生状況

件数のみではなく、発生時の状況や原因（有害性の高い問題個体によるもの、入林時の注意事項を守らない行動による偶発的なものなど）、発生の場所（市街地やその周辺、山野など）に基づく評価も行う。

② 各地域個体群の問題個体数及び農業被害発生状況

問題個体の出現頻度は、あつれき（特に農業被害及び人里への出没）の程度の指標となることから、出没情報に基づき問題個体数を推定する。また、被害件数や被害金額など農業被害発生状況などについても活用する。

③ 各地域個体群における推定個体数又はその増減傾向

各種モニタリング結果に基づき、個体数及びその増減傾向を推定することで判断する。

3 目標達成のための方策

本計画の目標を達成するため、「1 基本的視点」に基づき、次の7つの方策を柱とする取組を実施する。

(1) 防除対策の推進

ア 人身被害の防止

人身被害の防止は、「山野での人身被害」と「人里での人身被害」に大別して対策を実施する。

(ア) 山野における防除対策

関係機関と連携して次のような取組を実施することにより、入山者等の自己防衛意識の醸成を図る。

- a 山野でヒグマに出遭わないための基本的ルール、ヒグマの基本的な生態などについて、パンフレットや広報誌、インターネット等の各種媒体を通じて周知する。
- b 様々な媒体を活用し、ヒグマの出没情報について広く周知を図る。
- c 特に山野への入込が増える春と秋の年2回、「ヒグマ注意特別期間」を設定し、普及啓発の強化を図る。

(イ) 人里への出没対策

近年の人里へのヒグマ出没の増加傾向を踏まえ、事業者及び一般住民に対する次のような取組を実施する。

- a ヒグマが人里に出没した際に、地域住民への周知と注意喚起を図るとともに、関係機関が連携し、被害の発生又は被害の拡大防止のための必要な手段を講じる。
- b ヒグマを人家近くに誘引するおそれのある、家庭生ゴミなどの廃棄物の適正処理の徹底についての普及啓発を図る。
- c ヒグマの秋の人里への出没と関連していると考えられる堅果類等の実なり状況について調査し、実なり状況が悪くヒグマの出没が増えるおそれがあると判断された場合は、地域住民及び関係機関に対し広く注意を喚起し、被害防止の徹底を図る。
- d 人里への侵入経路として河畔林や防風林など帯状の緑地帯が利用されている場合、その緑地に本来期待されている機能の発揮と生物多様性の保全に配慮しつつ、伐採による侵入経路の遮断等によって侵入防止を図る。

イ 農業被害の防止

(ア) 電気柵の導入促進

ヒグマの農地への侵入防止に高い効果があることが実証されている電気柵について、適切な設置及び維持管理の方法、事業の進め方及び各種補助事業に関する情報提供を通じて、市町村等による事業実施の奨励に努めることにより、地域における電気柵導入の促進を図る。

(イ) 農地周辺の刈払い及び侵入経路の管理

農地と森林の境界を刈り払い、緩衝帯を造成することで、ヒグマの農地への侵入を抑制し、作業者の安全を確保できることが実証されていることから、その結果や事業の進め方、各種補助事業に関する情報提供を通じて、市町村等による事業実施の奨励に努めることにより、地域における緩衝帯導入の促進を図る。

また、農地への侵入経路として河畔林や防風林など帯状の緑地帯が利用されている場合、伐採による侵入経路の遮断等によって侵入防止を図る。

(ロ) 誘引物の適正管理の推進

規格外農作物や家畜飼料、肥料などの農地周辺での放置は、ヒグマを誘引し、その結果農業被害等を引き起こすおそれがあることから、農業関係団体や市町村による事業者や農業者に対する適正管理の指導を促進する。また、規格外農作物の処理においては、それに係る費用が大きな問題になっていることから、各種補助事業の導入や有効活用について検討する。

(2) 出没個体の有害性に応じた対応

ア 有害性の段階判断

出没した個体の行動から、段階判断フローに基づき出没個体の有害性を4段階に区分する。

イ 有害性の段階に応じた対応方針

出没した環境を「市街地」及び「農耕地」と、ヒグマの本来の生息地である「森林地帯」に区分し、それぞれにおいて上記アで判断した有害性の段階に応じた方策を実行する。

<表 出没した個体の有害性の段階と対応方針>

段階	人間に対するヒグマの行動	個体区分	対応方針	
0	人間を恐れて避ける。	非問題個体	市街地 農耕地 森林地帯	住民周知、見回り、被害防止措置、誘引物除去 住民周知、入林者への情報提供、被害防止措置、誘引物除去
1	人間を恐れず避けない。人家付近や農地に頻繁に出没する。	非問題個体 ／問題個体	市街地 農耕地 森林地帯	住民周知、追払い、被害防止措置、出没継続は捕獲 住民周知、入林禁止、追払い、被害防止措置
2	農作物に被害を与えるなど、人間活動に実害をもたらす。	問題個体	市街地 農耕地 森林地帯	住民周知、追払い、被害防止措置、問題個体の捕獲等 住民周知、入林禁止、被害防止措置、問題個体の捕獲等
3	人間に積極的につきまとう、又は人間を攻撃する。	問題個体	市街地 農耕地 森林地帯	住民周知、見回り、被害防止措置、問題個体の捕獲等、対策本部設置

(3) 地域個体群の管理

ア 渡島半島地域

平成 20 年 1 月現在の推定生息数を基準（個体数指数 100）とし、予防水準（個体数指数 50）及び許容下限水準（個体数指数 25）の 2 段階の管理水準を定め、その時点の個体数指数の位置に応じて、3 段階の管理措置のいずれかを講ずることとし、各措置で定める上限捕獲数内で捕獲数を管理する。

(7) 2 種類の管理水準（個体数指数）

a 予防水準（個体数指数=50）

個体数指数が許容下限水準以下に低下し、絶滅のおそれが高まることを予防するための水準

b 許容下限水準（個体数指数=25）

遺伝的多様性の維持及び健全な個体群の存続に必要な個体数を下回らない水準

(1) 3 段階の管理措置

a 通常措置（ $50 \leq$ 個体数指数）

個体数指数が予防水準以上の場合は、個体数指数が予防水準を下回らないと考えられる年間捕獲上限数を設定し、狩猟及び許可捕獲を合わせた総捕獲数をそれ以下に抑制する。

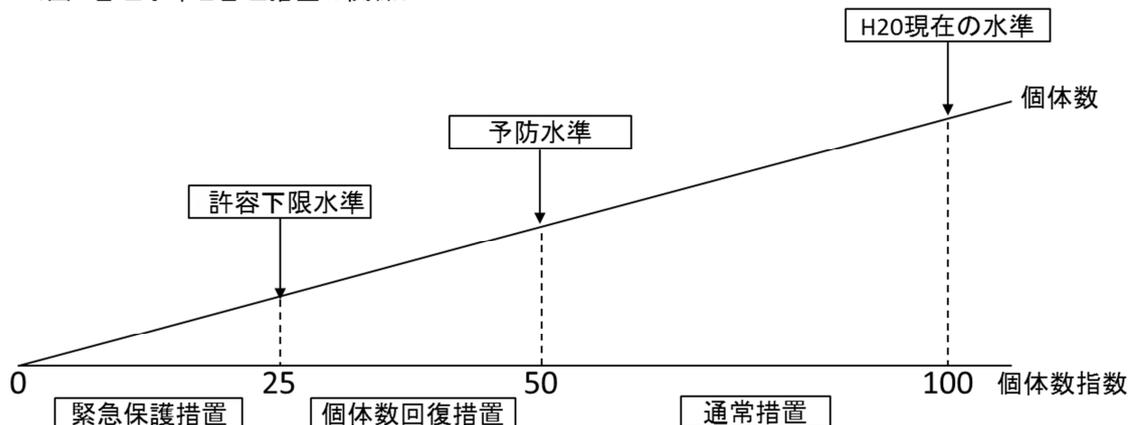
b 個体数回復措置（ $25 \leq$ 個体数指数 < 50 ）

個体数指数が予防水準と許容下限水準の間にある場合は、個体数の増加が期待できる年間捕獲上限数を設定し、狩猟及び許可捕獲に関する規制や基準を見直すことで総捕獲数をそれ以下に抑制し、個体数の回復を図る。

c 緊急保護措置（個体数指数 < 25 ）

個体数指数が許容下限水準を下回った場合は、地域個体群の絶滅を回避するため、狩猟及び許可捕獲を制限することで総捕獲数を可能な限り抑制する。

< 図 管理水準と管理措置の関係 >



個体数指数	管理措置	捕獲上限数
$50 \leq$ 個体数指数	通常措置	個体数指数が予防水準を下回らないと考えられる年間捕獲上限数を設定し、総捕獲数をそれ以下に抑制
$25 \leq$ 個体数指数 < 50	個体数回復措置	個体数の増加が期待できる年間捕獲上限数を設定し、総捕獲数をそれ以下に抑制することで、個体数の回復を図る
個体数指数 < 25	緊急保護措置	地域個体群の絶滅を回避するため、狩猟及び許可捕獲を制限することで、総捕獲数を可能な限り抑制

(9) 総捕獲数管理

平成 20 年 1 月現在における満 1 歳以上の個体の推定生息数は 800 頭 ± 400 頭であ

り、この地域のヒグマは比較的安定して生息していると考えられる。この推定生息数及び過去の捕獲実績やモニタリング結果から、第2期計画では、平成22年度から平成26年度までの5年間において、通常措置の年間捕獲上限数を120頭、そのうち、地域個体群の動向に強く影響するメスについては年間捕獲上限数を40頭と定め、5年間の合計捕獲数をそれぞれ600頭及び200頭以内で管理することとしていたことから、本計画においても平成26年度まではこの措置を継続する。

平成27年度以降については、最新データに基づく推定個体数のほか、平成22～26年度までの捕獲結果及びモニタリング結果等を踏まえ、過去5年間の措置の総括を行うとともに、より実効性を高めるためのアクションプランの策定を含めた総捕獲数管理のあり方についての検討を行う。

イ 渡島半島地域以外の地域

渡島半島地域以外の4地域については、問題個体を特定した捕獲による問題個体数の減少を図るとともに、防除対策の推進による新たな問題個体の発生を抑制する。これらの地域については、科学的知見の蓄積が少なく、現時点において個体数指数を用いたフィードバック管理による総捕獲数管理を実行できる段階にないが、狩猟者へのアンケートによる近年の調査結果から、当面の間、現状程度の捕獲圧を継続しても、地域個体群の存続に対し著しい影響を及ぼすことはないものと推測される。このため、本計画期間中に4地域それぞれで次期の特定計画策定に向けた科学的データに基づく個体数推定を実施するとともに、毎年度の捕獲数やモニタリング結果から地域個体群の動向の把握に努め、次期計画以降での個体数指数を用いたフィードバック管理による総捕獲数管理の導入をめざす。

(4) 地域における危機管理体制の構築

ア 体制のめざす姿

めざす姿として次のような組織の存在及びそれらの密接な連携が想定されるが、道内外の危機管理体制の先進事例の検証やモデル地域における試行などを通じ、そのあり方についてさらなる検討を進める。

【(総合)振興局野生鳥獣対策協議会】

振興局単位の広域的管理方針を策定し、年度ごとの保護管理実行計画を作成してモニタリングを含めた保護管理計画の運用と評価に当たる。事務局は各(総合)振興局環境生活課に置き、専門的知識を有する職員が地域協議会における管理方針や事業の企画立案を支援・指導する。

【地域対策協議会】

(総合)振興局野生鳥獣対策協議会の下部に、地域の状況に応じた柔軟な現場対応を担う実働組織として、ヒグマの生息状況や社会的な環境を考慮した地域的な広がり(複数の隣接市町村など)ごとに設置する。地域対策協議会は、管轄地域における野生鳥獣管理方針を作成し、市町村や地域の猟友会と連携して、危機管理や被害防除、普及啓発など総合的なヒグマ対策に当たり、ヒグマをはじめとする広範な野生鳥獣対策をコーディネートする能力を有する「専門対策員」や、ヒグマをはじめとする野生鳥獣の捕獲に関する高度な技術と経験を有し、専門対策員を補佐する猟友会員等からなる「補助対策員」を配置する。

イ 体制構築に向けた取組

アで示しためざす姿の検討と並行して、その構築に向けた次の取組を進める。

(7) 人材育成のための捕獲による捕獲技術者の育成

地域におけるヒグマ出没時の体制の強化のため、渡島半島地域で実施している「人材育成のための捕獲」事業の他地域への展開を図る。

(i) 狩猟者の増加対策

総合的な野生鳥獣施策の担い手として重要な狩猟人口拡大のため、狩猟免許取得の促進を図る出前教室や狩猟フォーラムの開催を通じ、道民の狩猟に対する関心を高めるとともに、狩猟者の社会的役割に対する人々の理解を深め、将来の捕獲の担い手の確保を図る。

また、各種補助事業に関する情報提供を通じて、市町村による住民が新規に狩猟者になる際の経費補助事業実施の奨励に努めることにより、地域の捕獲の担い手確保の促進を図る。

(ii) 保護管理を担う人材の育成及び組織運営

各種研修の実施により、各（総合）振興局担当職員や市町村担当者の能力向上を図る。

また、モデル事業等により、アで示した「管理対策員」や「捕獲専門員」など、保護管理や捕獲を担う人材の育成とそれらの人材の受け皿となる実働組織運営の試行について検討する。

(iii) 教育機関等との連携

野生動物管理学や生態学の専門課程を持つ大学等の教育機関と組織的な野生鳥獣対策を実行している先進的な地域等との連携により、将来の「管理対策員」等の配置を念頭においた保護管理を担う人材の育成を図る。

(5) 狩猟の見直し及び資源の有効活用

ア 保護管理への狩猟の活用

人里や農地への出没を抑制するために、その周辺において狩猟により効果的に捕獲圧をかける仕組み作りを検討する。

イ 適切な狩猟期間の検討

現在のヒグマの狩猟期間は冬眠時期（出産時期）を含むことから、狩猟の実施が容易ではなく、捕獲時期として適当ではない。特定計画では狩猟期間の変更が可能となることから、次期計画以降でのヒグマの狩猟期間見直しに向けた検討を行う。

ウ 狩猟獣資源としての活用

ヒグマは、狩猟対象として価値があることから、猟区制度を活用した地域振興など、ヒグマを地域の狩猟獣資源として活用する仕組み作りについて検討する。

エ 捕獲個体及びその部位等の活用

ヒグマの場合、捕獲された個体及びその部位等の活用については、薬事法やワシントン条約に基づく手続が必要となる場合があることから、捕獲個体の活用実態の把握に努めるとともに、不適正な流通を防ぐためのルール化などを視野に入れた、適正な有効活用のあり方について検討する。

(6) 生息環境管理

ヒグマの主要な生息地である森林のうち、特に自然度の高い地域は、国立公園や国定公園（自

然公園法)、鳥獣保護区(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律)、自然環境地域(自然環境保全法)、保護林(国有林及び道民林の保護林制度)等に指定されており、これらの保護制度の適切な運用により、良好なヒグマの生息環境を維持する。

また、広い行動圏と多様な食性を持つヒグマの地域個体群の存続を図るため、森林の管理者及び所有者に対し、森林環境の連続性や餌資源供給等に配慮した森林管理の推進を求めていく。

一方で、森林からのヒグマの人的及び農地への侵入を抑制するため、刈払い等による緩衝帯の設置や河畔林の伐採などによる、人身被害や農業被害の防除を目的とする生息地管理も行う。

(7) 調査研究とモニタリング

ヒグマの適正な保護管理に必要な科学的なデータの蓄積及びフィードバック管理に不可欠な個体数指数等の把握を目的に、下表に掲げる調査研究及びモニタリングを実施する。

調査研究とモニタリングの実施に当たっては、各(総合)振興局等の道の出先機関を活用しながらモニタリング体制の拡充を図るとともに、地方独立行政法人北海道立総合研究機構の各試験研究機関や大学、関係機関・団体等と連携を図りながら進める。

【調査研究及びモニタリングの項目と内容】

項目	内容(項目をまたぐものについては複数記載)
個体数指数の動向調査	捕獲個体試料の分析、ヘア・トラップによる生息密度推定、広域痕跡調査による指標の収集、捕獲情報の収集、アンケート調査による動向の把握等
捕獲個体分析調査	繁殖状況、栄養状態等の把握
問題個体の動向調査	被害状況の把握、問題個体の特定、被害防除効果の検証等
生息環境調査	食物資源の分布と生産量、堅果結実状況の把握、植生環境等の把握
分布調査	アンケート調査等による分布の把握
地域社会の意識調査	アンケート調査等による住民意識の把握

第4章 計画の実施に向けて

1 推進体制の構築

(1) 地域協議会

地元関係機関の連携及び情報の共有、連絡調整の円滑化を図るため、(総合)振興局を地域単位とする地域協議会を設置し、必要に応じて打合せ会議等を開催する。地域協議会は、将来的な野生鳥獣対策協議会を視野に、エゾシカの地域協議会との連携も考慮する。

また、地域の実情やヒグマ等野生動物の生息状況に応じ、数市町村程度を地域単位とする柔軟かつ実効ある活動が可能な小規模な組織の設置を進める。

なお、ヒグマの地域個体群は全て複数の(総合)振興局の管内にまたがっていることから、関係地域協議会は連携を図るとともに、組織の設置に当たっては、(総合)振興局の管轄が異なる機関による組織化も検討する。

(2) 北海道ヒグマ保護管理検討会

本計画を科学的及び専門的知見に基づき推進するため、学識経験者等からなる「北海道ヒグマ保護管理検討会」を必要に応じて開催し、捕獲上限数の設定や計画の進捗状況等についての分析及び評価を行う。

(3) 各主体に期待される役割と連携

本計画の推進に当たっては、様々な関係機関がそれぞれの役割を担うとともに、互いに連携して取り組む必要がある。

ア 北海道

関係機関との連携及び地域間の調整を図りながら、本計画に沿って総合的な施策の推進を図るとともに、モニタリングや管理活動など計画の目標達成に必要な事項の円滑な実施のため、企画及び調整を行う。

イ 調査研究機関

調査研究機関には、ヒグマの生態に係る調査研究及び地域個体群モニタリングを行うほか、関係機関等への助言や技術支援に努めることが求められる。

ウ 市町村

市町村には、被害実態の把握に努めるとともに、必要に応じて「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づく被害防止計画を策定し、防除対策の推進により被害の軽減を図るほか、近隣市町村との合同組織の設置等を含む連携を図りながら、地域住民の安全確保及び問題個体の捕獲等に取り組むことが求められる。

エ 狩猟者

狩猟者には、問題個体捕獲を初めとする保護管理活動への協力、捕獲指導員育成のための研修や技術指導、出没情報や試料の提供などモニタリング活動への協力に取り組むことが求められる。

オ 農業関係団体等

農業関係団体等には、農業等被害実態の把握や被害防止対策の実施などに取り組むことが求められる。

2 合意形成

本計画の推進に当たっては、地域住民はもとより広く道民の理解と協力を得ることが必要不可欠であることから、行政と関係団体や関係者がお互いに連携を密にして合意形成を図りながら、各施策を推進することが重要である。

このため各種施策の方針やその達成状況、各種の調査結果等の情報については、ホームページ等に速やかに公表するとともに、地域での検討結果や意見を参考として、保護管理施策等への反映に努める。

3 計画の見直し

本計画終了に際しては、目標の達成状況に関する評価を行い、その結果を踏まえ、計画を見直すこととする。

また、計画の期間内であっても、法改正や制度変更、生息状況及び社会状況に大きな変動が生じた場合などは、より有効な保護管理を推進する観点から計画の改訂等を検討する。